

秋田市公告

令和8年7月19日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき選挙人名簿を公衆の縦覧に供したところ、異議の申し出がなかったことから、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので同条第1項および第4項の規定により公告する。

令和8年6月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 宅地の所有権者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地の借地権者が選挙すべき委員の数 1人